

を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提としている場合であっても特許の対象とすることを明示する。(2)医療機器が有する機能を方法的に表現したものであって、かつ、特許請求の範囲に直接人体に適用する工程が含まれていない場合(例えば装置内の制御プロセスに止まる場合)は、産業上利用することができる発明の対象から除外しないことを明示し、併せてこの点を考慮して診断方法の項に記載されていた事項を事例との関係も考慮しつつ見直す。

→「人間を手術、治療又は診断する方法」の審査基準の改訂について

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/shinsa/iryou\\_sinsa\\_kijyun.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shinsa/iryou_sinsa_kijyun.htm)

【関連トピックス】

T03.444 医療関連発明への特許付与について報告／産業構造審議会

T02.391 医療技術に特許権を認める方針／特許庁

[キーワード]法制 行政 人間 科学技術

T03.676

ヒトの遺伝子情報の取扱いに関する検討委員会を設置／日本医師会

日本医師会は、個人情報保護法の全面施行を控え、ヒトの遺伝子情報を扱う医学研究ならびに臨床分野における試料提供者等の個人情報の保護と利益擁護のあり方を検討することを目的に、「ヒトの遺伝子情報の取扱いに関する検討委員会」を設置、8月28日、その第1回の会合を開催した。2003年度末までに個別法に関する基本的考え方をまとめる予定。

[キーワード]人間 社会 情報

T03.677

遺伝医学関連学会が遺伝学的検査ガイドラインを決定

日本人類遺伝学会、日本産科婦人科学会、日本遺伝カウンセリング学会など遺伝医学関連の10学会は、「遺伝学的検査に関するガイドライン」を決定した。これまで各学会等が作成したガイドラインを充実させた、診療行為として位置づけられる遺伝学的検査に関するガイドラインで、医療機関は遺伝カウンセリングを含めた総合的な遺伝医療を行うこと、試料を目的外に使用してはいけない、検査結果を知る権利と知らない権利とがあるなど。検査の妥当性、有用性などを確認するため公的審査機関の設置などを求める提言も織り込んでいる。

→遺伝学的検査に関するガイドライン

[http://srv02.medic.kumamoto-u.ac.jp/dept/pediat/jshg/kaikokku\\_etc/10gakkai.pdf](http://srv02.medic.kumamoto-u.ac.jp/dept/pediat/jshg/kaikokku_etc/10gakkai.pdf)

<http://www.jsqc.jp/guideline.doc>

<http://www.congre.co.jp/gene/contents/kanren/11guideline.pdf>

[キーワード]人間 社会 情報

T03.797

米国連邦議会上院が遺伝子差別禁止法案を可決

米国連邦議会上院は、10月14日、「健康保険及び雇用に関する遺伝情報に基づく差別の禁止に関する法律案(2003年遺伝情報非差別法案)」(S.1053)を95対0(棄権5)で可決した。保険会社に対し、加入希望者の遺伝情報を事前に調べることを、遺伝情報をもとに加入を拒否すること、保険料の割引などで区別することを禁止している。雇用面では、労働者や家族の遺伝情報を調査することを原則として禁止し、採用・解雇・配置・異動の際に遺伝情報を参考とすることを禁止している。

→A bill to prohibit discrimination on the basis of genetic information with respect to health insurance and employment. (S.1053)

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d108:SN01053:>

[キーワード]法制 人間 社会

T03.802

感染症予防法の一部改正

重症急性呼吸器症候群(SARS)の発生等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るた

め、感染症の類型について見直しを行うほか、緊急時における国内での感染症対策及び動物由来感染症対策の強化等の措置を講じる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が成立、10月16日、公布された(平15法145)。主な内容は、(1)一類感染症として重症急性呼吸器症候群及び痘瘡を追加するとともに、新たに感染症を媒介する動物の輸入規制、消毒等の措置を講ずることができる感染症の類型を創設する、(2)厚生労働大臣は、感染症の発生の状況等を明らかにするため、緊急の必要があると認めるときは、みずから積極的疫学調査を行うとともに、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる、(3)人に感染症を感染させるおそれがある動物等を輸入する者は、感染症にかかっていない旨の輸出国の衛生証明書を添付し、届け出なければならない、(4)検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、入国後の連絡先等の報告を求め、一定の期間、健康状態の報告を求めることができる。20日を経過した日から施行するが、(3)の改正は2年以内に政令で定める日から施行する。

→感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_housei.nsf/html/housei/15720031016145.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/housei/15720031016145.htm)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/02/tp0212-1.html>

(3)の改正部分は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平16・7・9政令230)により、2005年9月1日から施行される。

[キーワード]行政 人間

T03.803

ヒト遺伝データ宣言を採択/UNESCO

国連教育科学文化機関(UNESCO)総会は、10月16日、「ヒト遺伝データ国際宣言」(International declaration on human genetic data)を採択した。ヒト遺伝情報が遺伝的疾患体質を予見し得ること、家族等に影響を及ぼし得ること等の特別な地位を有することなどから、それらの取扱いに当たり、人の尊厳の尊重や人権及び基本的自由の保護を確保することを目的として具体的な内容、手続等を法的拘束力のない宣言の形でまとめたもの。

→International Declaration on Human Genetic Data

[http://portal.unesco.org/shs/en/ev.php@URL\\_ID=1882&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/shs/en/ev.php@URL_ID=1882&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

UNESCO ADOPTS INTERNATIONAL DECLARATION ON HUMAN GENETIC DATA

[http://portal.unesco.org/en/ev.php@URL\\_ID=16742&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php@URL_ID=16742&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

[キーワード]人間 社会 科学技術

T03.836

産業競争力向上の観点からみた大学活動評価手法の開発について/経済産業省

経済産業省は、10月27日、「産業競争力向上の観点からみた大学活動評価手法の開発について」を公表した。産業競争力の強化につながるような大学改革のために、産業界ニーズへの対応の視点から大学の研究、教育、社会貢献に関する評価手法開発および試行評価を、三菱総合研究所および河合塾に委託して行ったもの。産業界ニーズと大学におけるニーズをアンケート調査によって把握するとともに、国内外の既存の評価手法における評価指標の長所および短所を検討し、人材の養成、知識の創造、産業への還元の3つの課題に対応する評価項目を策定して、情報セキュリティ、コンピュータハードウェア、バイオマテリアル、生物有機の4分野における全国

の大学の試行評価結果をまとめている。

→産業競争力向上の観点からみた大学活動評価手法の開発について

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004641/>

<その後の経過>

T04.900 産業競争力向上の観点からみた大学活動評価手法の開発について／経済産業省  
[キーワード]行政 科学技術

T03.884

松山地裁平15・11・12判決:夫の死亡後に夫の冷凍精子を体外受精して出産した子供の死後  
認知請求を認めず

夫の生前に採取し冷凍保存していた精子を母親が夫の死後に体外受精し出生した子供が検察  
官に対し死後認知を求めた訴訟で、『精子提供者が死亡した後、保存精 子を用いて人工受精が  
されて、懐胎し、子の出生があったという場合において、精子提供者(死者)をもって、当然に、法  
律上の父と認めることには、なお、躊躇を感じざるを得』ず、『父が、死後、人工受精が行われるこ  
とに同意していたとは認めることができない』などとして、請求を棄却する判決を言い渡した。

→家庭裁判月報56巻7号140頁、判例時報1840号85頁、判例タイムズ1144号133頁(平成  
14年(タ)第25号)

<その後の経過>

T06.606 最高裁平18・9・4判決:夫の死後に凍結精子で体外受精により生まれた子供の認知請  
求を棄却

T04.588 高松高裁平16・7・16判決:亡夫の凍結精子で体外受精して生まれた子供の認知請  
求を認める

【関連トピックス】

T02.535 生前に凍結保存した夫の精子で夫の病死後に人工授精で出産

[キーワード]紛争 人間 科学技術

T03.905

ヒトES細胞分配規程を制定／京都大学再生医科学研究所

日本で初めてヒトES細胞(ヒト胚性幹細胞)を作成した京都大学再生医科学研究所の「ヒト幹細  
胞に関する倫理委員会」は、11月19日、国産ヒトES細胞を 研究機関へ分配するための規則案  
を了承した。これを受けて、京都大学再生医科学研究所は、11月26日、「京都大学再生医科学  
研究所ヒトES細胞分配規 程」を制定した。使用計画が文部科学大臣の確認を得ている研究機関  
に分配する、分配の経費は当分の間無償とする、使用機関は、ヒトES細胞等を分配又は譲 渡を  
してはならないものとする、使用機関は、分配されたヒトES細胞等を利用した研究成果等を発表  
する場合、再生医科学研究所から分配されたことを明示しなければならない、などとしている。

→京都大学再生医科学研究所ヒトES細胞分配規程

<http://www.shigen.nig.ac.jp/escell/human/top.jsp>

[キーワード]人間 科学技術

T03.918

生物多様性条約カルタヘナ議定書に加入

5月22日に国会で承認された「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘ  
ナ議定書」の加入について、11月21日、閣議決定を行い、国 際連合事務総長に寄託した。11  
月27日、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」を公布し  
た(平15条約7)。議定書は2003年9月11日に発効しており、わが国については2004年2月  
19日に効力が生ずる。遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物 について、  
特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を  
及ぼさないように利用するための手続等を定めたもの。

→生物多様性条約カルタヘナ議定書

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156\\_6.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_6.html)

「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の加入について  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/15/rls\\_1121a.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/15/rls_1121a.html)

【関連トピックス】

T03.466 遺伝子組換え生物等規制法が成立

T02.734 カルタヘナ議定書関係の審議会・懇談会の最終報告／文部科学省・農林水産省・経済産業省

[キーワード] 法制 科学技術 環境

T04.22

ヒト胚の取扱いについて中間報告を公表、意見募集／総合科学技術会議

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」について検討を行っている総合科学技術会議生命倫理専門調査会は、2003年12月26日、これまでの議論の論点を整理した「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)をとりまとめ、公表、最終報告書の検討の参考とするため意見募集を行った。ヒト受精胚については、「人」でもない「モノ」でもない「人の生命の萌芽」と位置付け、研究のためにヒト受精胚を作ることを認める意見が多数であったとしている。人クローン胚の作成については両論併記となっている。審議の過程で意見の対立もあったことなどから各委員の個人意見書も付されている。

→「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/pubcom/chukan.pdf>

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)についての御意見募集

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/pubcom/main.html>

<その後の経過>

T04.575 ヒト胚研究を認める最終報告書／総合科学技術会議生命倫理専門調査会

[キーワード] 紛争 科学技術

T04.102

学会に無申請で着床前診断を実施

神戸市の産婦人科医が、日本産科婦人科学会の会告に反し、学会に申請しないまま、着床前診断を3例実施していたことがわかった。(読売新聞2004. 2. 4)

[キーワード] 人間 社会 科学技術

T04.153

日本医師会生命倫理懇談会が「医療の実践と生命倫理」について報告

日本医師会の第8次生命倫理懇談会は、2月18日、諮問「医療の実践と生命倫理」についての報告書を取りまとめ、会長に提出した。(1)医師・患者関係(2)患者の自己決定(3)不妊治療、着床前診断など出生にかかわる倫理的問題(4)末期医療と患者の死(5)医療と社会、の5つの観点から検討を行っている。

→「医療の実践と生命倫理」についての報告

<http://www.med.or.jp/nichikara/seirin15.html>

<http://www.med.or.jp/nichikara/seirin15.pdf>

[キーワード] 人間 社会 科学技術

T04.268

東京高裁平16・3・29決定：遺伝子スパイ事件で米国への引き渡し認めず

アメリカ合衆国で経済スパイ法違反などで起訴された男性について、日米犯罪人引渡条約に基づく米国からの身柄引き渡し要求を受け、東京高検が逃亡犯罪人引渡法の規定による審査請求を申し立てていた事件で、男性が試料を持ち出した際、経済スパイ法違反の要件である理研の利益のためという意図を有していたと疑う理由は認められず、逃亡犯罪人引渡法および日米犯罪人引渡条約による引き渡しの要件である日米双方で1年を超える懲役・禁固刑となる罪にあたらぬとして、身柄の引き渡しはできないとする決定をした。これを受け、東京高検は、身柄拘束し

ていた男性を釈放した。  
→判決文 裁判所ウェブサイト「高等裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20099&hanreiKbn=02](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20099&hanreiKbn=02)

裁判所ウェブサイト「下級裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20099&hanreiKbn=03](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20099&hanreiKbn=03)

H16.3.29 東京高裁 平成16年(て)20 逃亡犯罪人引渡審査請求事件 参照

高等裁判所刑事判例集57巻1号16頁、判例時報1854号35頁、判例タイムズ1155号118頁

[キーワード]紛争 社会

T04.300

個人情報保護の基本方針を閣議決定

政府は、4月2日、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定した。民間の個人情報取扱事業者に対し、プライバシーポリシー等の策定・公表、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の事実関係の公表、アクセス管理や持ち出し防止策など事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備を求め、各省庁に対しては、所管する事業分野別のガイドラインの検討などを求めるとともに、特に適正な取扱いを確保すべき医療、金融・信用、情報通信等の個別3分野については、個人情報を保護するための格別の措置について、個人情報保護法の全面施行(2005年4月)までに検討し結論を出すことにしている。

→個人情報の保護に関する基本方針

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kihonhoushin-kakugikettei.pdf>

<その後の経過>

T08.72 個人情報保護の基本方針の一部改正案について意見募集/内閣府

T05.282 所管分野の個人情報保護に関するガイドラインを策定/外務省、厚生労働省

T05.68 医療・介護関係事業者における個人情報ガイドラインを策定/厚生労働省

T05.67 個人情報保護のため医学研究倫理指針を改正/文部科学省・厚生労働省・経済産業省

T05.33 信用分野における個人情報保護ガイドラインの策定/経済産業省

T05.32 個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインを策定/経済産業省

T04.869 所管分野別の個人情報保護ガイドラインを策定/財務省、国土交通省、金融庁

T04.838 所管分野別の個人情報保護指針を策定/法務省、農林水産省、文部科学省

T04.819 「疫学研究に関する倫理指針」の見直しについて意見募集/文部科学省・厚生労働省

T04.818 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の見直しについて意見募集/文部科学省・厚生労働省

T04.795 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン案の意見募集を実施/経済産業省

T04.791 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しについて意見募集/文部科学省・厚生労働省・経済産業省

T04.790 経済産業分野の個人情報保護ガイドラインを策定/経済産業省

T04.681 「労働者の健康情報の保護に関する検討会」が報告書を公表/厚生労働省

T04.644 放送分野における個人情報保護の基本的な在り方をとりまとめ/総務省

T04.643 電気通信事業における個人情報保護ガイドラインを策定/総務省

T04.549 雇用管理に関する個人情報保護のため事業者が講ずべき措置に関する指針を策定/厚生労働省

T04.488 個人情報保護法の分野別ガイドラインを策定／経済産業省

【関連トピックス】

T03.403 個人情報保護5法案の成立

[キーワード]法制 行政 科学技術 情報

T04.301

医師の職業倫理指針を制定／日本医師会

日本医師会は、2004年2月、2003年11月に行った「医師の職業倫理規程(案)」に対するパブリック・コメントの結果を踏まえ、「医師の職業倫理指針」としてとりまとめ、日本医師会雑誌131巻7号の付録として全文を公表した。患者の意思を尊重した治療法を決定することや患者やその家族に誠意ある対応をすること、質の高い医療を提供するために生涯、学習に励むことなどを医師に求めるもので、(1)医師の責務(2)生殖医療(3)人を対象とする研究と先端医療、の3章から構成されている。

→医師の職業倫理指針

<http://www.med.or.jp/nichikara/syokurin.html>

[キーワード]人間 社会

T04.329

国立遺伝学研究所などがヒト遺伝子データベースを無償公開

ヒトの遺伝子とその構造、機能情報などを結びつけたヒト遺伝子のデータベースが、4月16日から無償で公開される。五條堀孝・国立遺伝学研究所教授らのよびかけで日本を中心とする12か国44施設、100人を超す研究者がデータを提供した。(朝日新聞2004. 4. 15)

→H-Invitational Database CIB-DDBJ Flat File Server

<http://hin.v.ddbj.nig.ac.jp/index-j.html>

[キーワード]人間 社会 科学技術

T04.575

ヒト胚研究を認める最終報告書／総合科学技術会議生命倫理専門調査会

総合科学技術会議の生命倫理専門調査会は、7月13日、最終報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)」を決定した。ヒト受精卵は「人の生命の萌芽」で特に尊重されるべきものと位置づけ、ヒト胚を損なうことになる研究目的の作成・利用は原則認められないが、例外的に容認される場合もあるとし、条件付で作成・利用を認めることとしている。なお、これに反対する5人の委員が「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方 最終報告書に対する共同意見書・骨子」を発表した。

→総合科学技術会議 第38回 生命倫理専門調査会 議事概要・配布資料

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/haihu38/haihu-si38.html>

総合科学技術会議は、7月23日、生命倫理専門調査会が取りまとめた最終報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)」を原案どおり決定し、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について」を首相・関係大臣に意見具申した。

→ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について(第38回総合科学技術会議意見具申)

表紙 [http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723\\_2\\_1.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723_2_1.pdf)

目次 [http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723\\_2\\_2.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723_2_2.pdf)

本文 [http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723\\_2\\_3.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040723_2_3.pdf)

【関連トピックス】

T04.22 ヒト胚の取扱いについて中間報告を公表、意見募集／総合科学技術会議

[キーワード]行政 人間 社会 科学技術

T04.641

クローン人間産生を人類に対する罪とする生命倫理法の制定／フランス

「生命倫理に関する2004年8月6日の法律第2004-800号」(LOI n° 2004-800 du 6 août

2004 relative à la bioéthique)が、8月7日付フランス官報に掲載された。ヒト受精卵の研究用作成・利用については、余剰胚の研究利用を限定的に認めるが研究目的のための胚の作成は禁止、ヒトES細胞樹立のためのヒト胚利用については、余剰胚からヒトES細胞樹立を認め、どちらも5年を経過措置としている。クローン人間産生については、「人類に対する罪」として禁止を明言し、違反については30年の禁固重労働と750万ユーロ罰金を科す。

→LOI n° 2004-800 du 6 août 2004 relative à la bioéthique (J.O n° 182 du 7 août 2004)

<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=SANX0100053L>

[キーワード] 法制 人間 科学技術

T04.681

「労働者の健康情報の保護に関する検討会」が報告書を公表／厚生労働省

厚生労働省の「労働者の健康情報の保護に関する検討会」は、9月6日、個人情報保護法の制定を受け、健康診断結果等の労働者の健康情報の保護の在り方について行ってきた検討結果を取りまとめた報告書を公表した。労働者の健康情報保護の強化の必要性を説き、健康情報収集時の本人の同意、利用目的の特定、第三者への情報提供時の本人の同意、HIV、B型肝炎、遺伝情報等の原則収集不可などを事業者の責務とする提言を行っている。

→「労働者の健康情報の保護に関する検討会」報告書について

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0906-3.html>

厚生労働省は、10月29日、パブリックコメントの結果を踏まえた雇用管理における健康情報の取扱いについての留意事項をまとめた「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」を策定し、労働基準局長から都道府県労働局長に通達した(基発第1029009号)。

→「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/tsuutatsu.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/161112-b.pdf>

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード] 行政 人間 社会 情報

T04.791

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しについて意見募集／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

文部科学省、厚生労働省、経済産業省は、個人情報保護法の本格実施を前に、個人情報保護法の円滑な実施を図るための「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しについて、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報等の取扱いに関する小委員会、厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会が合同で行ってきた検討結果がまとまったことを受け、10月22日、委員会の取りまとめ案について意見募集を行った。研究の進展等に伴う見直しもあわせて行っている。

→「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しの内容に係る意見募集について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2004/04102101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04102101.htm)

<http://www.meti.go.jp/press/0005721/index.html>

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i41022aj.html>

【関連トピックス】

T01.255 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」について／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード] 法制 行政 人間 社会 科学技術

T04.795

経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン案の意見募集を実施／経済産業省

経済産業省は、個人情報保護法の本格実施を前に、個人遺伝情報の取り扱いに係る個人情報保護法の円滑な実施を図るための対応について、産業構造審議会化学・バイオ部会個人情報保護小委員会で検討結果がまとまったことを受け、10月25日、「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(案)」の意見募集を行った。経済産業分野全体に関するガイドラインである「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を基礎として、経済産業分野のうち、個人遺伝情報を用いた事業分野について必要な措置を講ずるもの。

→「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(案)」に対する意見募集について

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i41025aj.html>

<その後の経過>

T05.32 個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインを策定／経済産業省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード]法制 行政 人間 経済 科学技術

T04.818

「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の見直しについて意見募集／文部科学省・厚生労働省  
文部科学省と厚生労働省は、個人情報保護法の本格実施を前に、個人情報保護法の円滑な実施を図るための「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の見直しについて、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報等の取扱いに関する小委員会と厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会の合同で行ってきた検討結果がまとまったことを受け、10月29日、委員会の取りまとめ案について意見募集を行った。

→「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の見直しの内容に係る意見募集について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2004/04102702.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04102702.htm)

<その後の経過>

T05.67 個人情報保護のため医学研究倫理指針を改正／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード]法制 行政 人間 社会 経済 科学技術

T04.819

「疫学研究に関する倫理指針」の見直しについて意見募集／文部科学省・厚生労働省  
文部科学省と厚生労働省は、個人情報保護法の本格実施を前に、個人情報保護法の円滑な実施を図るための「疫学研究に関する倫理指針」の見直しについて、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報等の取扱いに関する小委員会と厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会の合同で行ってきた検討結果がまとまったことを受け、10月29日、委員会の取りまとめ案について意見募集を行った。

→「疫学研究に関する倫理指針」の見直しの内容に係る意見募集について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2004/04102703.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04102703.htm)

<その後の経過>

T05.67 個人情報保護のため医学研究倫理指針を改正／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定



[キーワード]法制 行政 人間 経済 科学技術

T05.24

遺留物「DNAデータベース」の運用を開始／警察庁

警察庁は、事件現場に残された血液や毛髪などの遺留物のDNA情報を集めたDNAデータベースの運用を、2004年12月17日から開始する。各都道府県警の科学捜査研究所で鑑定した遺留物のDNA情報を電子データで警察庁に送信し、警察庁の担当者がデータベースと照合し、一致した場合には、送信元と過去の事件を扱った警察本部に通知する。(読売新聞2004. 12. 16)

→DNA型情報の活用方策について(警察庁ホームページ)

<http://www.npa.go.jp/seisaku/kanshiki/Main.htm>

<その後の経過>

T05.709 被疑者「DNAデータベース」の運用を開始／警察庁

[キーワード]行政 人間 科学技術 情報

T05.32

個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインを策定／経済産業省

経済産業省は、個人情報保護法の全面施行を前に、個人遺伝情報の取り扱いに関する個人情報保護法の円滑な実施を図るための対応について、産業構造審議会化学・バイオ部会個人情報保護小委員会における審議の結果を「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」として取りまとめ、2004年12月17日の官報に告示した(平16経済産業省告示435)。個人遺伝情報を用いた事業分野は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が必要であるとして、「特に適正な取扱いの厳格な実施」が求められているため、既に策定された経済産業分野の横断的なガイドラインの上乗せ措置として、法の解釈と遵守の努力を求める規定を内容としたガイドラインを策定したものの。

→経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/policy/bio/kojinidenhogo-houkoku/keisanshohguideline.pdf>

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」参考資料集

<http://www.meti.go.jp/policy/bio/sankoushiryou.htm>

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の策定について

<http://www.meti.go.jp/press/20041217010/20041217010.html>

<これまでの経過>

T04.795 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン案の意見募集を実施／経済産業省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード]法制 行政 人間 経済 科学技術 情報

T05.67

個人情報保護のため医学研究倫理指針を改正／文部科学省・厚生労働省・経済産業省

文部科学省の科学技術・学術審議会生命倫理安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会、厚生労働省の厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、経済産業省の産業構造審議会化学・バイオ部会個人情報保護小委員会は、2004年12月24日、「医学研究等における個人情報の取扱いの在り方等について」と題する意見書を取りまとめ、公表した。個人情報保護法の全面施行を前に、各種指針の見直しや個別法の必要性などの検討結果をまとめたもので、個人情報保護するための個別法の必要性については、中長期的には法制化の課題も含めて検討する必要があるが、現行指針の見直しを行うとともに、その実効性を確保するための各種の対策等を

実施することで、現段階において、別途の法制化の必要性はうすいとしている。また、ヒトゲノム・遺伝子解析研究についての研究の進展に対応した倫理指針の見直しについては、個人情報保護に重点を置いたため十分に議論を行えなかったことから、遺伝カウンセリング、ヒト細胞・遺伝子・組織バンクを中心に検討することが必要な課題を指摘している。

→「医学研究等における個人情報の取扱いの在り方等について」の意見書の公表について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/05011101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/05011101.htm)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-1.html>

<http://www.meti.go.jp/policy/bio/igakukenkyu.htm>

意見書を受け、3省は、2004年12月28日、現行指針を改正した新しい指針を官報に告示した。

→ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平16文部科学・厚生労働・経済産業省告示1)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/genomu.pdf>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/genome/04122801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/genome/04122801.htm)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161228genomu.pdf>

[http://www.meti.go.jp/policy/bio/kojinidenhogo-houkoku/H16revised\\_genomeshishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/bio/kojinidenhogo-houkoku/H16revised_genomeshishin.pdf)

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の改正等について(平成16年12月28日付け通知)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/genome/05011901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/genome/05011901.htm)

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」についてのQ&A

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/genome/05031601.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/genome/05031601.htm)

遺伝子治療臨床研究に関する指針(平16文部科学・厚生労働省告示2)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/iden.pdf>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/gene/04122801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/gene/04122801.htm)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161228idennsi.pdf>

遺伝子治療臨床研究に関する指針の改正等について(平成16年12月28日付け通知)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/gene/05011901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/gene/05011901.htm)

疫学研究に関する倫理指針(平16文部科学・厚生労働省告示1)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/ekigaku.pdf>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/epidemiological/04122801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/epidemiological/04122801.htm)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161228ekigaku.pdf>

疫学研究に関する倫理指針の改正等について(平成16年12月28日付け通知)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/epidemiological/05011901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/epidemiological/05011901.htm)

臨床研究に関する倫理指針(平16厚生労働省告示459)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/rinshou.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161228rinsyou.pdf>

<その後の経過>

T07.523 疫学研究に関する倫理指針を全部改正／文部科学省・厚生労働省

<これまでの経過>

T04.819 「疫学研究に関する倫理指針」の見直しについて意見募集／文部科学省・厚生労働省

T04.818 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の見直しについて意見募集／文部科学省・厚生労働省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード] 法制 行政 人間 経済 科学技術 情報

T05.68

医療・介護関係事業者における個人情報ガイドラインを策定／厚生労働省

厚生労働省は、2004年12月24日、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」での議論等を踏まえ、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための

ガイドライン」を策定し、各都道府県知事等に通知した。個人情報保護法の全面施行を前に、同法の対象となる病院、診療所、薬局、介護サービス事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するためのもの、責任体制や透明性の確保、遺族への診療情報提供、個人情報の研究利用、遺伝情報の診療利用等の場合の取扱いについて規定している。また、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」が取りまとめた「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」を公表した。

→「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等について

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1227-6.html>

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」・「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1224-11.html>

<その後の経過>

T05.324 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを公表／厚生労働省

【関連トピックス】

T04.300 個人情報保護の基本方針を閣議決定

[キーワード] 法制 行政 人間 社会 情報

T05.122

東京高裁平17・1・27判決：難病児出産で介護費用の賠償も認定

誤った説明をしたため長男と同じ難病の三男を出産したとして、両親が病院を経営する日本肢体不自由児協会に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、正確な情報を提供する義務を怠ったとして医師の説明義務違反を認定、1審が認めなかった介護費用について、両親が負担する介護、養育などの特別な費用を損害と評価するもので、出生や存在自体を損害と認めるのではないと判断、自宅のバリアフリー工事費や出生後20年間の介護費などを損害と認定、約4830万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

→判例時報1953号132頁(平成15年(ホ)第2910号)

上告審で、最高裁第1小法廷(島田仁郎裁判長)は、10月20日、双方の上告を棄却する決定をした。

<これまでの経過>

T03.317 東京地裁平15・4・25判決：遺伝性の難病の子供出産で医師の説明不足を認定

[キーワード] 紛争 人間 情報

T05.178

遺伝情報による差別禁止法案が上院を通過／米国

米国連邦議会上院は、2月17日、雇用者が遺伝情報によって従業員の就業を判断したり、健康保険会社が遺伝情報によってプレミアム(保険料)を判断する等の差別を禁止する法案(2005年遺伝情報非差別法)を可決した。

→A bill to prohibit discrimination on the basis of genetic information with respect to health insurance and employment. (S.306 Genetic Information Nondiscrimination Act of 2005)

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:s.00306>

[キーワード] 法制 人間 社会 情報

T05.227

クローン人間禁止宣言を採択／国際連合

国際連合は、3月8日の総会で、人間のクローンを禁止する「ヒトクローンに関する宣言」を採択した。医療目的で進められている胚性幹細胞研究での人クローン胚作成も禁止対象となっている。賛成84、反対34、棄権37で、日本は反対した。

→United Nations Declaration on Human Cloning(A/59/516/Add.1)

<http://daccess-ods.un.org/TMP/912174.4.html>

United Nations Declaration on Human Cloning Meeting Record GA/10333

<http://www.un.org/News/Press/docs/2005/ga10333.doc.htm>

[キーワード] 法制 人間 科学技術

T05.352

名古屋高裁金沢支部平17・4・13判決:インフォームドコンセントなしのがん療法の比較臨床試験で大学病院に賠償を命じる

国立大学病院がインフォームドコンセントなしで臨床試験をしたとして、がんで死亡した女性の家族が、大学に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、大学病院で本来の治療だけでなく臨床試験などが行われる際には治療以外の部分にも説明義務が及ぶとしたものの、医師のがん療法は不適切な医療行為ではなかったとして、1審判決より慰謝料を減額し、72万円の支払を命じる判決を言い渡した。

→判決文 裁判所ウェブサイト「下級裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=3109&hanreiKbn=03](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=3109&hanreiKbn=03)

H17.4.13 名古屋高等裁判所金沢支部 平成15年(ネ)第87号 損害賠償請求控訴事件 参照  
<その後の経過>

T06.300 最高裁平18・4・21決定:インフォームドコンセントなしの比較臨床試験で賠償

<これまでの経過>

T03.116 金沢地裁平15・2・17判決:がん治療の無断治療で賠償を命じる

[キーワード] 紛争 人間 情報

T05.388

キメラ生物研究を含むES細胞研究のガイドラインを発表/米国立アカデミー

米国立アカデミーは、4月26日、ES細胞研究のガイドラインに関する報告書(Guidelines for Human Embryonic Stem Cell Research)を発表した。ヒトES細胞はヒト以外の霊長類に組み込むべきではないこと、いかなる種でもヒトES細胞を持つキメラ生物から子孫を作るべきではないこと等、いわゆるキメラ生物の問題についての言及もある。(WIREDNews2005.5.2)

→Guidelines for Human Embryonic Stem Cell Research

<http://www.nap.edu/books/0309096537/html/>

[キーワード] 人間 科学技術 環境

T05.452

東京地裁平17・5・27判決:産院での入れ替わりを認定するも賠償請求は棄却

都立の産院で出生、46年後に血縁関係がないことが判明した男性と両親が、都に損害賠償を求めた訴訟で、実の親子であることを否定したDNA鑑定は信用でき、保管していたへその緒が原告男性のものであることから、産院で入れ替わったと判断するしかなく、日々多数の新生児が生まれる産院で決してあってはならないことであるが、除斥期間を経過しているとして、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

→判例時報1917号70頁(平成16年(ワ)第22114号)

<その後の経過>

T06.705 東京高裁平18・10・12判決:新生児の取り違えで賠償を命じる

[キーワード] 法制 紛争 人間

T05.691

新潟地裁高田支部平17・8・17決定:遺伝子組み換え稲の実験中止仮処分を認めず

独立行政法人中央農業総合研究センター北陸研究センターの遺伝子組み換え稲栽培実験めぐり、地元の農業団体や生産者団体が、周辺農家の稲との交雑防止策への不安、病原菌に強いたんぱく質に対する耐性菌発生のおそれを理由に、実験の中止の仮処分を申請していた事件で、周辺農家の稲との交雑は見られず、現在の栽培実験環境で耐性菌が発生するとは思われな

いとして、申立を却下する決定をした。

→決定文(平成17年(三)第9号、第10号)

<http://gmine.seesaa.net/article/6672173.html>

<その後の経過>

T05.836 東京高裁平17・10・12決定:遺伝子組み換え施設の栽培実験中止を認めず

[キーワード]紛争 科学技術 環境

T05.709

被疑者「DNAデータベース」の運用を開始/警察庁

警察庁は、9月1日から、被疑者、遺留物、変死者等から採取したDNA情報を登録したデータベースを運用することを決め、8月26日、「DNA型記録取扱規則」(平17国家公安委員会規則15)を交付した。登録するDNA情報を遺伝子情報を含まないとされる11の部位(特定DNA型)に限定することや、被疑者DNA型、遺留DNA型、変死者等DNA型の3つについて被疑者死亡時や確定判決時等にデータは抹消されるなどの取扱いを規定している。

→DNA型情報の活用方策について

<http://www.npa.go.jp/seisaku/kanshiki/main.htm>

【関連トピックス】

T05.24 遺留物「DNAデータベース」の運用を開始/警察庁

[キーワード]法制 行政 人間 情報

T05.799

東京地裁平17・9・29判決:内縁夫死亡後の凍結精子による体外受精で出生した子の認知請求を認めず

内縁の夫の病死後、冷凍保存した精子で体外受精して出産した女兒を男性の子と認知するよう求めた訴訟で、生前に4回体外受精を試みているからといって死後の同意までは認められず、また、死者の精子で新しい生命を誕生させるのは、倫理面で大きな問題があり、現段階でこれを受容する社会的な共通認識はなく、法秩序の中核部分である親子関係は、公益的な性質もあり、当事者や関係者だけの自由な処分は許されず、自然な生殖と著しく乖離しており、認知は社会的にも不当であるとして、請求を棄却する判決を言い渡した。

<その後の経過>

T06.110 東京高裁平18・2・1判決:内縁夫死亡後の凍結精子による体外受精で出生した子の認知請求を認めず

T06.622 最高裁平18・9・8決定:冷凍保存した精子での体外受精・出産で父子関係を否定

[キーワード]法制 紛争 人間 科学技術

T05.836

東京高裁平17・10・12決定:遺伝子組み換え施設の栽培実験中止を認めず

独立行政法人「中央農業総合研究センター北陸研究センター」の遺伝子組み換え稲の栽培実験中止の仮処分を求めた事件の抗告審で、仮処分を認めなかった原決定を支持し、花粉飛散の遮蔽措置を行っており、耐性菌が発生する可能性も低いとして、申立人らの抗告を棄却した。

→決定文(平成17年(ラ)第1355号)

<http://gmine.up.seesaa.net/doc/KosaiKettei2.pdf>

最高裁判所第1小法廷(泉徳治裁判長)は、2006年1月16日、申立人らの特別抗告を棄却する決定をした。

→決定文(平成17年(ク)第1148号)

<http://ine-saiban.com/saiban/siryoy/Y/060116supreme-decision.pdf>

<これまでの経過>

T05.691 新潟地裁高田支部平17・8・17決定:遺伝子組み換え稲の実験中止仮処分を認めず

[キーワード]紛争 経済 科学技術 環境

T05.941

最高裁平17・11・24決定:代理出産による出生届不受理処分の取消請求を認めず  
米 国で夫の精子と米国人女性の卵子で体外受精し別の米国人女性が代理出産した双子を夫婦の子として提出した出生届を不受理とされた夫婦が、処分の取消しを求めた事件の特別抗告審で、第1小法廷(オロ千晴裁判長)は、請求をしりぞけた大阪高裁決定を支持し、夫婦の抗告を棄却する決定をした。

→判例時報1938号29頁「許可抗告事件の実情--平成一七年度」【51】(平成17年(許)第51号)

<これまでの経過>

T05.438 代理出産による出生の出生届不受理処分の取消請求を棄却/大阪高裁

T04.645 代理出産による出生届不受理処分取消しの審判申立を却下/神戸家裁明石支部  
[キーワード]法制 紛争 行政 人間

T06.110

東京高裁平18・2・1判決:内縁夫死亡後の凍結精子による体外受精で出生した子の認知請求を認めず

内縁の夫の病死後、冷凍保存しておいた精子で体外受精して生まれた女兒が、内縁の夫の子としての死後認知を求めた訴訟の控訴審で、精子提供者の同意は、体外受精のたびに得る必要があり、同意がなければ法律上の親子関係は成立せず、同意のもと生前に4回体外受精を試みているからといって死後の同意までは認められず、また、死者の精子で新しい生命を誕生させるのは、倫理面で大きな問題があり、現段階でこれを受容する社会的な共通認識はなく、法秩序の中核部分である親子関係は、公益的な性質もあり、当事者や関係者だけの自由な処分は許されず、自然な生殖と著しく乖離しており、認知は社会的にも不相当であるとして、請求を棄却した1審判決を支持し、原告の控訴を棄却する判決を言い渡した。判決は、医療機関が精子の凍結保存や体外受精の際、十分な説明や精子提供者の意思確認をしていなかったとして、本件のような事態が繰り返されないようにするためには、医療機関の役割も重要と付言した。

→家庭裁判月報58巻8号74頁

<その後の経過>

T06.622 最高裁平18・9・8決定:冷凍保存した精子での体外受精・出産で父子関係を否定  
[キーワード]法制 紛争 人間 社会 科学技術

T06.212

「遺伝子関連発明のライセンス供与に関するガイドライン」勧告を採択/OECD

経済協力開発機構(OECD)は、2月23日の理事会において、「遺伝子関連発明のライセンス供与に関するガイドライン(Guidelines for the Licensing of Genetic Inventions)」を採択した。このガイドラインは勧告として採択されたもので、加盟国を法的に拘束するものではないが、医療分野で使用される遺伝子関連発明のライセンスに関して一定の指針を示すもので、ライセンス供与一般や研究の自由などについて規定している。

→GUIDELINES FOR THE LICENSING OF GENETIC INVENTIONS

<http://www.oecd.org/dataoecd/39/38/36198812.pdf>

「遺伝子関連発明のライセンス供与に関する OECD ガイドライン」(日本語訳)

<http://www.jba.or.jp/oshirase/oecdguideline060323.htm>

OECD countries agree Guidelines on licensing of healthcare genetics

[http://www.oecd.org/document/61/0,2340,en\\_2649\\_33703\\_36205949\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/61/0,2340,en_2649_33703_36205949_1_1_1_1,00.html)

OECD 各国、医療分野における遺伝子関連発明のライセンスに関するガイドラインに合意

[キーワード] 法制 経済 科学技術 情報

T06.263

生物多様性条約第8回締約国会議の開催

3月20日から31日まで、ブラジルのクリチバで、生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)が開催された。遺伝資源へのアクセスと利益配分に関しては、COP9までに2回の作業部会を開催すること、作業部会がCOP7の際に課せられた作業を可及的速やかに(遅くともCOP10までに)終了させること、遺伝資源の出所等の認証に関する専門的会合の開催、遺伝資源等を利用した知的財産権申請に関する原産国/出所開示等の問題については、引き続き作業部会での議論を継続すること等が決議された。

一生物多様性条約第8回締約国会議の結果について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7030>

生物多様性条約第8回締約国会議の結果概要

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio\\_0604\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio_0604_gai.html)

[http://www.jpo.go.jp/torikummi/kokusai/kokusai2/living\\_thing\\_meeting.htm](http://www.jpo.go.jp/torikummi/kokusai/kokusai2/living_thing_meeting.htm)

T06.272

家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置/農林水産省

農林水産省は、4月10日、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況にあることなどから、和牛を始めとする家畜の遺伝資源の保護に係る問題点と可能性を明らかにする等の検討を行うため、2006年2月に設置された農林水産省知的財産戦略本部の下に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置し、4月18日に第1回の会合を開催することを発表した。

一家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の開催について

[http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060410press\\_2.html](http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060410press_2.html)

<その後の経過>

T06.408 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表/農林水産省

T06.571 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間取りまとめ/農林水産省

[キーワード] 行政 経済 科学技術 情報

T06.279

「一家に1枚ヒトゲノムマップ」を作成/文部科学省

文部科学省は、4月14日、2006年度の科学技術週間にあたり、一家に1枚ヒトゲノムマップ「ここまでわかった!! ヒトゲノム」を作製したと発表した。全国の主要科学館等で配布するほか、インターネットからPDFファイルをダウンロードできる。また、掲載できなかった情報について、WEBで詳細情報を提供するとしている。

一家に1枚ヒトゲノムマップについて

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/week/genome.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/week/genome.htm)

<http://stw.mext.go.jp/20060414/>

T06.408

家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表／農林水産省  
農林水産省の「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」は、5月31日、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」と題する中間取りまとめ骨子を発表した。和牛における知的財産制度の活用として、和牛の遺伝子特許等の戦略的取得、和牛の遺伝資源保護のための遺伝子特許などの活用、地域団体商標制度の活用、「和牛」表示の厳格化、和牛の改良・生産体制の強化などが盛り込まれている。

→家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について(検討会中間取りまとめ骨子)

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/idenhogo/chu/kossi.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenhogo/chu/kossi.pdf)

<これまでの経過>

T06.272 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置／農林水産省

<その後の経過>

T06.571 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間取りまとめ／農林水産省

[キーワード]行政 経済 科学技術 情報

T06.505

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針を告示／厚生労働省

厚生労働省は、7月3日、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」を官報に告示した(平成18厚生労働省告示425)。厚生科学審議会科学技術部会が3月にとりまとめた「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(案)」に対する意見募集の結果を踏まえて策定した。ヒト幹細胞を用いる臨床研究は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものであることから、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために研究者や研究機関が遵守すべき事項を定めることを目的とする。ヒトの体性幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究を対象とし、対象疾患等、基本原則、研究の体制等、ヒト幹細胞の採取、調整及び移植又は投与の各段階における提供者及び被験者の人権保護及び安全対策等について定めている。9月1日から施行する。

→ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei01/pdf/01.pdf>

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の施行等について(都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei01/pdf/02.pdf>

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の疑義解釈について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei02/pdf/01.pdf>

指針の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei03/pdf/01.pdf>

再生医療について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryousaisei.html>

[キーワード]法制 行政 人間 社会 科学技術

T06.507



#### ES細胞指針改正案について意見募集／文部科学省

文部科学省は、7月4日、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会が6月23日にとりまとめた「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正(案)について意見募集を行った。細胞を研究機関に無償で提供する「分配機関」の設置、国産細胞の海外研究機関への提供を解禁することなどが柱となっている。文部科学省では、意見募集の結果を踏まえ改正案をとりまとめ、総合科学技術会議に諮問した後、指針を改正をする予定。

→「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」の改正案に関する意見の募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&ID=185000209&OBJCD=&GROUP=>

#### <その後の経過>

T07.358 ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の全部を改正／文部科学省

[キーワード]行政 科学技術 情報

T06.519

#### 人クローン胚の研究の指針案について意見募集／文部科学省

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会人クローン胚研究利用作業部会が、6月20日、人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方についての検討結果について「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について一人クローン胚研究利用作業部会中間とりまとめ」として中間とりまとめを行ったことを受け、文部科学省は、7月12日、「中間とりまとめ」について意見募集を行った。胚のもとになる卵子の入手方法を厳しく制限し、研究機関に対して高い技術を求めている。

→「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について一人クローン胚研究利用作業部会中間とりまとめ」に関する意見の募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&ID=185000213&OBJCD=&GROUP=>  
人クローン胚研究目的の作成・利用のあり方について一人クローン胚研究利用作業部会中間とりまとめ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/seimei/06082810.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu0/toushin/seimei/06082810.htm)

<http://www.lifescience.mext.go.jp/new/CloneArrangement.pdf>

[キーワード]法制 行政 科学技術

T06.571

#### 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について中間とりまとめ／農林水産省

農林水産省の「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方についての検討会」は、8月3日、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」と題する中間とりまとめを発表した。和牛を知的財産として保護するため、和牛の遺伝子特許の戦略的取得、遺伝子保護のための遺伝子特許などの活用、精液の流通過程の徹底、「和牛」表示の厳格化などを求めている。これを受け、農林水産省では、日本の畜産関係者、研究者は、遺伝子特許を特許利用料なしで活用できる仕組みづくりを行う予定。

→家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について(検討会中間とりまとめ)

[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/seisan/idenhogo/ir/20060803b.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenhogo/ir/20060803b.pdf)

概要

<これまでの経過>

T06.408 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会が中間取りまとめ骨子を発表／農林水産省

T06.272 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置／農林水産省

[キーワード]行政 経済 科学技術 情報

T06.606

最高裁平18・9・4判決:夫の死後に凍結精子で体外受精により生まれた子供の認知請求を棄却  
夫の死後、凍結保存されていた精子で体外受精し、男児を産んだ女性が、男児を夫の子として認知するよう求めた訴訟の上告審で、死後認知を認めた原審・高松高裁判決を破棄し、『民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係を基礎に置いて、嫡出子については出生により当然に、非嫡出子については認知を要件として、その親との間に法律上の親子関係を形成するものとし、この関係にある親子について民法に定める親子、親族等の法律関係を認めるものである』とした上で、この『法制は、少なくとも死後懐胎子と死亡した父との間の親子関係を想定していないことは、明らかであり、『死後懐胎子と死亡した父との関係は、上記法制が定める法律上の親子関係における基本的な法律関係が生ずる余地のないもので』、両者の間の法律上の親子関係の形成に関する問題は、本来的には、『立法によって解決されるべき問題であるといわなければならない』、そのような立法がない以上、死後懐胎子と死亡した父との間の法律上の親子関係の形成は認められないというべきである』と判示し、請求を棄却した1審判決を支持する判決を言い渡した。2裁判官の補足意見がある。

→判決文 裁判所ウェブサイト「最高裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchnKbn=02&hanreiNo=33488&hanreiKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchnKbn=02&hanreiNo=33488&hanreiKbn=01)

平成18年09月04日 最高裁判所第二小法廷 判決 平成16(受)1748 認知請求事件 参照

民集60巻7号2563頁、家庭裁判月報58巻12号44頁、判例時報1952号36頁、判例タイムズ1227号120頁

[キーワード]法制 紛争 人間 科学技術

T06.632

共同研究で収集した個人の遺伝情報がネット上に流出／理化学研究所・NTTデータ  
理化学研究所は、9月13日、遺伝子多型研究センターと共同研究を行っていたNTTデータの従業員の個人所有パソコンからファイル交換ソフト「ウィニー」を経由してネットワーク上に流出した情報の中に、共同研究で収集した患者144名分の疾患関連SNP(一塩基多型)集計データ等の共同研究の業務情報や研究者の個人情報等が含まれていたと発表した。ただし、情報は匿名化されており、個人の特定はできない仕組みになっているという。

→NTTデータによる情報の流出について(プレスリリース)

<http://www.riken.jp/r-world/info/release/press/2006/060913/index.html>

[キーワード]社会 経済 科学技術 情報

T06.674

東京高裁平18・9・29決定:代理出産により生まれた子の出生届の受理を命ずる  
子宮がんで子宮を摘出した妻(タレント)の卵子と夫(元プロレスラー)の精子による受精卵を第三者の米国人女性の子宮に移植して代理出産を行った夫婦が、生まれた双子の父母として夫婦の名を記載した出生届を区が不受理とした処分に不服を申し立てた家事審判の抗告審で、申立てを却下した原審・東京家裁の審判を取り消し、夫婦を法律上の父母と認める旨のネバダ州裁判所における裁判は民事訴訟法にいう外国裁判所の確定判決にあたり、わが国の『法制度制定時に、自然懐胎以外の方法による懐胎及び子の出生が想定されていなかったことをもって、人為的な操作による懐胎又は出生のすべてが、わが国の法秩序の中に受け容れられないとする理由にはならない』こと、夫妻の精子および卵子により子らが出生したものであること、子宮摘出により代理出産契約によるしか方法がなかったこと、米国人女性の代理出産申出には、動機・目的において不当な要素は伺えず、その手数料も子の対価でないと認められること、代理母夫妻は子らとの親子関係および養育を望んでおらず、米国裁判により本件夫婦が血縁上・法律上の親であるとされているため、法律的に受け入れるところがない状態が続くが、本件夫婦は子らを出生直後から養育し、今後も実子として養育することを強く望んでおり、夫妻に養育されることが子の福祉に最も適していること等から、裁判を承認することは公序良俗に反しないとして、判決を承認し、その結果、双子は夫婦の子であると確認されると判示して、出生届を受理するよう区に命じる決定をした。

→判決文 裁判所ウェブサイト「下級裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33642&hanreiKbn=03](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33642&hanreiKbn=03)

「高等裁判所判例集」

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=33642&hanreiKbn=02](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=33642&hanreiKbn=02)

平成18年09月29日 東京高等裁判所 平成18(ラ)27 市町村長の処分に対する不服申立却下審判に対する抗告 参照

高等裁判所民事判例集59巻3号4頁、判例時報1957号20頁、東京高等裁判所判決時報(民事)57巻1～12号11頁

<その後の経過>

T07.238 最高裁平19・3・23決定:代理出産により生まれた子との実子関係を否定

[キーワード]法制 紛争 行政 人間

T06.686

肝炎のオーダーメイド治療へ/厚生労働省

薬効の個人差が大きいB型肝炎、C型肝炎対策として、厚生労働省は、2007年度から3年計画で、オーダーメイド治療に取り組む。医療機関の協力を得て患者の血液を採取し、遺伝子情報などを収集、ウイルスのタイプも解析し、2009年度をめどに、病状などの臨床情報と合わせて少なくとも数百人規模の統一的なデータベースをつくる。(朝日新聞2006. 10. 5)

[キーワード]行政 人間 情報

T06.705

東京高裁平18・10・12判決:新生児の取り違えで賠償を命じる

出生から46年後に血縁関係がないことが分かった男性と育ての両親が、出生した都立病院で取り違えられたとして都に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、請求を棄却した1審・東京地裁判決を取り消し、新生児を実の親に引き渡す債務の不履行を認定、時効の起算点を退院時ではなく血液鑑定で親子関係に疑問が生じDNA鑑定も一般的に可能だった1997年10月ごろとして時効消滅していないとし、産院の重大な過失で人生を狂わされ、本当の親や子と家庭生活を過ごすことができなくなった精神的損害は大きいとして、計2000万円の賠償を命じる判決を言い渡した。  
→判例時報1978号17頁、判例タイムズ1252号264頁(平成17年(ネ)第3216号)

[キーワード]紛争 行政 人間

T06.727

臨床研究の利益相反に関する指針案を公表／日本癌治療学会・日本臨床腫瘍学会  
日本癌治療学会と日本臨床腫瘍学会は、10月20日、「がん臨床研究の利益相反に関する指針案」を発表した。会員などに一定以上の株保有や企業・営利団体から受け取る報酬、役職などの自己申告を義務づける内容で、配偶者や2親等以内の親族も含まれる。特に、がん臨床研究の試験責任者には、研究を依頼する企業の株保有や役員への就任、研究で生まれた製品・技術の特許権獲得などを避けるよう求めている。重大な申告漏れや虚偽が発覚した場合、学会での発表禁止や除名などの措置をし、公表するとしている。2007年3月に最終決定し、2008年4月より実施する予定。(毎日新聞2006. 10. 20)

[キーワード]経済 科学技術 情報

T06.762

ドナーの本人確認を義務づける／日本移植学会  
宇和島徳洲会病院で起きた生体腎移植をめぐる臓器売買事件を受け、日本移植学会の理事会は、11月13日、「生体臓器提供にかかわる特別委員会」が策定したマニュアル承認した。臓器提供者の「自発的意思」を確認し、提供者が別世帯の場合は「顔写真付きの公的証明書」にて「本人確認」すること、また提供者と移植希望者との間に金銭授受などの利益供与が疑われる場合は即座に移植を中止すること等としている。

→倫理指針の遵守について(日本移植学会)

[http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113\\_1.pdf](http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113_1.pdf)

生体腎移植の提供に関する補遺

[http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113\\_2.pdf](http://www.asas.or.jp/jst/pdf/20061113_2.pdf)

[キーワード]人間 社会

T06.777

出生前親子鑑定で要望書／日本人類遺伝学会・日本遺伝子診療学会  
日本人類遺伝学会と日本遺伝子診療学会は、11月20日、法的措置の場合を除いて、出生前親子鑑定など医療目的でない遺伝子解析・検査のための行為を行わないよう求める要望書を日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会に送った。  
これを受けて、日本産科婦人科学会倫理委員会は、12月7日、両学会からの要望を支持することを決めた。

→出生前親子鑑定について